

宝塚市公告 第 52 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、国土交通省近畿地方整備局長から阪神間都市計画道路事業の認可に係る図書の写しの送付があったので、同条第2項の規定により、これを宝塚市都市安全部道路整備課において縦覧に供する。

令和7年（2025）年7月28日

兵庫県宝塚市長 森 臨 太 郎



記

1. 施行者の名称

兵庫県

2. 事業の種類及び名称

阪神間都市計画道路事業	3. 3. 240号	中筋伊丹線
	3. 5. 858号	中筋山本線
	3. 6. 91号	宝塚長尾線

3. 事業施行期間

自 令和 7年 7月10日
至 令和18年 3月31日

4. 事業地

(1) 収用の部分

宝塚市中筋3丁目、中筋6丁目、中筋7丁目及び長尾町地内

(2) 使用の部分

な し